

地域計画

策定年月日	令和7年2月19日
更新年月日	()
目標年度	令和 1 0 年度
市町村名 (市町村コード)	岩美町 (31302)
地域名 (地域内農業集落名)	小田東地区 (高住、長郷、院内、荒金)

注：「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してくだ

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域計画の区域の状況

区域内の農用地等面積（農業上の利用が行われる農用地等の区域）		58.5 h a
① 農業振興地域のうち農用地区域内の農地面積		58.0 h a
② 田の面積		46.9 h a
③ 畑の面積（果樹、茶等を含む）		11.1 h a
④ 区域内において、規模縮小などの意向のある農地面積の合計		1.0 h a
⑤ 区域内において、今後農業を担う者が引き受ける意向のある農地面積の合		87.0 h a
(参考) 区域内における〇才以上の農業者の農地面積の合計		－ h a
	うち後継者不在の農業者の農地面積の合計	－ h a

(備考)

地域内の遊休農地面積1.3ha（うち1号遊休農地(Aa)0.7ha(Ab)0.6ha）

※R6農業委員会利用状況調査による

⑤は、岩美町内で引き受ける意向のあるすべての農地面積の合計。

注1：①については、農業振興地域担当部局と調整の上、記載してください。

2：②及び③については、農業委員会の農地台帳の面積（現況地目）に基づき記載してください。

3：④については、規模縮小又は離農の意向のある農地面積を記載してください。

4：⑤については、区域内に特定することができない場合には、引き受ける意向のあるすべての農地面積を記載の上、備考欄にその旨記載してください。

5：（参考）の区域内における〇才以上の農業者の農地面積等については、できる限り記載するように努めてください。

6：「区域内の農用地等面積」に遊休農地が含まれている場合には、備考欄にその面積を記載してください。

(2) 地域農業の現状及び課題

地区内の多くが中山間地域等直接支払交付金の対象農地であり、勾配のある農地も比較的多い中山間地域である。

営農形態に関しては、水田（水稻）中心の農業が行われており、転作作物としては大豆、飼料用米、白ネギなどが栽培され、一部ビニールハウスを利用したトマトなどの施設野菜の栽培も行われている。また、高住集落については、山間部の傾斜地で認定農業者等による梨の栽培が行われている。

農地集積に関しては、集落営農組織（任意組織）が2組織あり、集落内での水稻の農作業受委託が行われている。また、近年、地区外の認定農業者（会社法人1社）や中小規模農業者への農地集積が進み始めているが、多くは地権者による耕作が行われており、担い手への集積率は、4 %程度（集落営農組織による作業受託面積含む）となっている。

今後、地権者の更なる高齢化、機械の更新期の到来に伴い、耕作が継続できない地権者も出てくることが予測されるが、地域内に大規模農家はないため、地域内の既存の農業者、集落営農組織で農地の引き受けることが可能かどうかについて考える必要がある。

また、畦畔の高い農地も比較的多く、草刈り作業等その維持管理作業への労務負担が大きいことも農地の維持維持についての重要な課題となっている。

(3) 地域における農業の将来の在り方（作物の生産や栽培方法については、必須記載事項）

・担い手確保、農地集積については、今後5～10年の間は現状維持し、既存の地権者による耕作、一部、各集落内の中小規模農業者や地域外の認定農業者への農地集積により農地管理を行うこととする。また、継続的に集落営農組織の今後の方向性について地域内で協議する。 ・農地の維持管理については、継続して中山間地域等直接支払交付金、多面的機能支払交付金を活用し地域での適正管理を進める。 ・栽培作物等については、水稻を中心に主に大豆、白ネギ、飼料用米の作付けを維持していくこととし、また、道の駅での農産物の販売品目の充実、農業所得向上のため、新規参入者の確保も進めながらビニールハウスを利用した施設野菜の栽培品目の充実、作付け拡大を進める。認定農業者による梨栽培については、今後後継者の確保が大きな課題であり、町外から事業承継者を求めることも検討する。

2 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標

(1) 農用地の効率的かつ総合的な利用に関する方針			
高住集落については、地権者及び既存の地域内の中小規模農業者による農地利用を維持しつつ、併せて中間管理事業により、地域外の担い手（認定農業者（会社法人））への農地集積・集約化を進める。 長郷集落については、地権者及び既存の地域内の中小規模農業者による農地利用を維持しつつ、併せて中間管理事業により、地域内の中小規模農業者への農地の集積・集約化を進める。 院内、荒金集落については、地権者、既存の地域内の中小規模農業者及び受託作業を行う集落営農組織による農地利用を維持する。			
(2) 担い手（効率的かつ安定的な経営を営む者）に対する農用地の集積に関する目標			
現状の集積率	3.9	%	将来の目標とする集積率 3.9 %
(3) 農用地の集団化（集約化）に関する目標			
担い手が利用する農地面積の団地数及び面積は、3箇所、平均0.8ha（令和5年度末時点） 団地面積の拡大を進める。			

3 農業者及び区域内の関係者が2の目標を達成するためとるべき必要な措置

(1) 農用地の集積、集団化の取組
・毎年、町、農業委員会、中間管理機構、農地の借受希望者で構成する農用地利用集積検討会を開催し、地域内農地の利用調整を行う。 ・規模縮小の意向のある農業者の農地を地域内の中小規模農業者及び地域外の認定農業者に集積する。 ・集落営農組織のある集落については、規模縮小の意向のある農業者の農地の作業を受託し、作業面積の拡大を図る。
(2) 農地中間管理機構の活用方法
・耕作権の権利設定については、すべて中間管理機構を通して行う。また、特に担い手が譲受人となる所有権移転については中間管理機構が行う農地売買事業を活用する。 ・作業受託を行う集落営農組織がある集落については、作業受委託契約を中間管理機構を介して行うことも検討する。
(3) 基盤整備事業への取組
・補修の必要な農地、農業用施設については、多面的機能支払交付金の長寿命化事業やその他国庫補助事業により、更新、補修を行う。
(4) 多様な経営体の確保・育成の取組
・集落営農組織の法人化について再度地域内及び関係機関で検討する。
(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の取組
・シルバー人材センターを活用し、勾配のある畦畔の草刈り作業など一部農作業を委託する。 ・院内集落については、院内集落営農生産組合が集落内の約10.4ha程度の農地の水稻に係る全作業を受託しており、今後も継続して作業受託を行う。 ・荒金集落については、荒金生産組合が集落内の約1.4ha程度の農地の水稻に係る全作業を受託しており、今後も継続して作業受託を行う。

以下任意記載事項（地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組内容を記載してください）

☒	①鳥獣被害防止対策	☒	②有機・減農薬・減肥料	☒	③スマート農業	☐	④畑地化・輸出等	☒	⑤果樹等
☐	⑥燃料・資源作物等	☐	⑦保全・管理等	☒	⑧農業用施設	☒	⑨耕畜連携等	☐	⑩その他

【選択した上記の取組内容】

①鳥獣被害防止対策

引き続き猟友会によるシカ、イノシシの捕獲に努めるとともに、被害防止のための電気柵、ワイヤーメッシュ柵の設置及び機能向上を進める。

②有機・減農薬・減肥料

水稻を中心に畜産堆肥の施用、減農薬、減化学肥料の取り組みを進める。

⑤果樹等

作業の効率化、老木の更新のため改植等を行う。

⑧農業用施設

ビニールハウスを利用したトマト等の施設野菜の栽培により農業所得向上を図る。

⑨耕畜連携等

飼料用米については、鳥取県畜産農業協同組合、JA鳥取いなばと連携し、安定した生産、供給を継続して行う。

4 地域内の農業を担う者一覧（目標地図に位置付ける者）

属性	農業を担う者 (氏名・名称)	現状			10年後 (目標年度：令和 年度)				
		経営作目等	経営面積	作業受託 面積	経営作目等	経営面積	作業受託 面積	目標地図 上の表示	備考
認農	A	水稻、白ネギ	1.2 ha	ha	水稻、白ネギ	1.2 ha	ha	認農A	
認農	B	梨	1.1 ha	ha	梨	1.1 ha	ha	認農B	
利用者	A	水稻	0.6 ha	ha	水稻	0.7 ha	ha	利用者A	
利用者	B	水稻	0.8 ha	ha	水稻	1.0 ha	ha	利用者B	
利用者	C	水稻	0.5 ha	ha	水稻	1.0 ha	ha	利用者C	
利用者	D	水稻、施設野菜	0.9 ha	ha	水稻、施設野菜	1.1 ha	ha	利用者D	
利用者	E	水稻	1.9 ha	ha	水稻	1.9 ha	ha	利用者E	
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
計	7経営体		7.0 ha	0 ha		8.0 ha	0 ha		

注1：「属性」欄には、認定農業は「認農」、認定新規就農者は「認就」、法人化を行うことが確実であると市町村が判断する集落営農は「集」、基本構想水準到達者は「到達」、農業協同組合は「農協」、農業支援サービス事業者（農協を除く）は「サ」、上記に該当しない農用地等を継続的に利用する者は「利用者」の属性を記載してください。

2：「経営面積」「作業受託面積」欄には、地域計画の対象地域内における農業を担う者の経営面積、作業受託面積を記載してください。

3：農業を担う者に位置付ける場合は、できる限りその者から同意を得ていること。

4：作業受託面積には、基幹3作業の実面積を記載してください。なお特定農作業受託面積は、作業受託面積に含めず、経営面積に含めてください。

5：備考欄には、農業を担う者として位置付けられた者に不測の事態に備えて、代わりに利用する者を記載するよう努めてください。

5 農業支援サービス事業者一覧（任意記載事項）

番号	事業体名 (氏名・名称)	作業内容	対象品目
1	事業者A	畦畔の草刈り	水稻等
2	事業者B	耕耘、代かき、田植え、収穫	水稻
3	事業者C	耕耘、代かき、田植え、収穫	水稻

6 目標地図（別添のとおり）

7 ~~基盤法第22条の3（地域計画に係る提案の特例）~~を活用する場合には、以下を記載してください。

農用地所有者等数（人）		うち計画同意者数（人・％	
-------------	--	--------------	--

注1：「農用地所有者等」欄には、区域内の農用地等の所有者、賃借人等の使用収益権者の数を記載してください。

注2：「うち計画同意者数」欄には、同意者数を記載してください。

注3：提案する地区の対象となる範囲を目標地図に明記してください。

（留意事項）

農業を担う者を位置付ける際、これらの者の氏名が含まれた地域計画について、法令に基づく手続として、本人の同意なく、関係者の意見聴取や、地域計画の案の縦覧、地域計画の公告を行うことができますが、個人情報を保有するに当たっては、利用目的をできる限り特定し、本人から直接書面に記録された個人情報を取得するときは、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示してください。

また、市町村の公報への掲載等とは別に、インターネットの利用により関係者以外の不特定多数に対して情報を提供する場合は、氏名を削除するなど配慮してください。

必要に応じて区域内の農用地の一覧を参考として添付してください。